



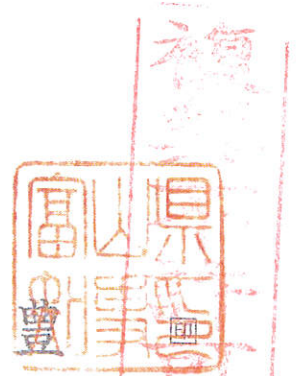
様式第9号（第4条関係）

環 整 第 1556 号
59 年 12 月 17 日

受 理 書

株式会社
高岡市衛生公社 殿
取締役社長 高 統

富山県知事 中 沖



59 年 12 月 17 日付けの次の届出書は、59 年 12 月 17 日受理しました。

届出の根拠	第8条第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項
届出の内容	一般産業 廃棄物処理施設の設置（構造又は規模の変更）
施設の種類	廃プラスチック類の焼却施設

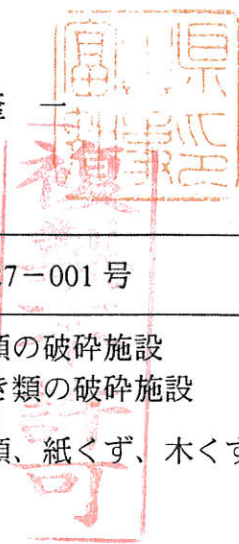
産業廃棄物処理施設変更許可証

平成 28 年 1 月 26 日

住 所 富山県高岡市材木町 731 番地
 氏 名 株式会社高岡市衛生公社
〔法人にあっては名称
 及び代表者の氏名〕 代表取締役 島 小一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

富山県知事 石 井 隆 一



許可の年月日	平成 28 年 1 月 26 日	許可番号	第 27-001 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類 処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類の破碎施設 木くず又はがれき類の破碎施設 廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず (以上 4 種類)	
設置場所	富山県高岡市吉久 1 丁目 1229 番地 7		
処理能力	廃プラスチック類：62 t / 日 (24 時間) 木くず：48 t / 日 (24 時間)		
許可の条件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		